

平成 14 年 6 月 14 日

## 平成 14 年第 2 回東京都豊島区議会定例会、21 日開会

本日 14 日、高野之夫豊島区長は、東京都豊島区議会各議員に対し、平成 14 年第 2 回豊島区議会定例会の 6 月 21 日（金）開会の召集を通知し、あわせて本会議への提出予定案件を示した。

今回提出が予定される案件は、基本構想審議会設置に関する条例案、乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案など、条例案件 8 件、補正予算案件 2 件、その他 5 件の計 15 議案。主な案件は以下の通り。

なお、会期は 6 月 21 日（金）から 7 月 5 日（金）までの 15 日間。

### 〈主な提出予定案件〉

#### 1. 東京都豊島区基本構想審議会条例

現在の基本構想は、平成 7 年 3 月の策定から 8 年目を迎え、また、平成 9 年にスタートした現在の基本計画も、10 か年計画期間の後半期にさしかかっている。この間、地方自治制度や社会経済の構造改革が急速に進んだことや、区の財政危機が当初の予想をはるかに超えて長期化するなど、現行の基本構想及び基本計画が想定していた状況は大きく変化している。

こうした状況を踏まえ、平成 12 年度に基本計画を補強する位置づけで「財政健全化計画」及び「新生としま改革プラン」を策定したが、これらの計画期間も平成 16 年度に終了するため、現在の社会経済状況に即し、現時点での区民ニーズを反映した新たな基本構想・基本計画を平成 14・15 年度の 2 か年度で策定する。地方自治制度改革の推進や新たな行政運営システムの導入、区民との協働の推進などの多角的な視点から検討する予定だ。

今回制定する条例は、検討の中心となる基本構想審議会を設置するためのものである。審議会は、条例可決後、8 月に発足を予定している。

審議過程において、最も大切な区民参画や区民の意見集約については、分野ごとにワークショップを設置するなど、多様な手法を取り入れる予定。

##### ①審議会の所掌事項

区長の諮問に応じ、豊島区の基本構想及び基本計画の策定について必要な事項を調査審議して答申する。

##### ②組織

学識経験者（7 人以内）、区議会議員（5 人以内）、区民及び区の区域内に存する事業所又は事業所に勤務する者（6 人以内）、区職員（3 人以内）で組織し、部会を置くことができる。

**詳細：長期計画担当課長**

#### 2. 東京都豊島区乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

乳幼児医療費助成制度は、子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりの一環として、就学前までの乳幼児を対象に、保険診療にかかる自己負担経費を助成する事業。現在は幼児が 5 歳以上の場合、保護者に所得制限を設けている。今回、この所得制限を撤廃するとともに、新たに入院時食事療養費の標準負担額相当額の助成を行い、子育て家庭の経済的負担軽減を図る。

##### ①改正内容

- ・乳幼児の医療費助成に係る所得制限を撤廃する。
- ・入院時食事療養を受けた場合の標準負担額相当額（1 日 780 円）を助成の範囲に追加する。

##### ②条例施行日 平成 14 年 8 月 1 日

**詳細：子育て支援課**

#### 3. 東京都豊島区立学校設置条例の一部を改正する条例

「豊島区立小中学校の適正化第一次整備計画」に基づき、小規模化した小学校の統合を行う。児童数減

少が進む中、子どもたちがより充実した学校生活を送ることができるよう、学校の適正規模を確保するとともに、その適正配置を図る。

#### ①改正内容

時習小学校と大塚台小学校を統合する。大塚台小学校の位置に新校を設置し、名称を「朋有（ほうゆう）小学校」とする。

【新校名選定理由】「朋有」は、論語の「朋（とも）有（あ）り遠方より来（きた）る、亦（また）樂（たの）しからずや」に出典を求めた。両校が統合し、たくさんの友だちが集まり、活気があって、楽しい学校になるという願いが込められている。

#### ②条例施行日 平成 15 年 4 月 1 日

**詳細：学校適正配置課長**

### 4. 包括外部監査契約の締結について

本区は、区政の透明性をより高めるため、平成 12 年 4 月に 23 区で初めて包括外部監査制度を導入した。包括外部監査人の選定は、自治法上、同一監査人と最大 3 年まで連続契約できるが、本区においては、他の自治体にはない「2 年上限交代ルール」を適用し、今回新たな監査人と契約を結ぶ。監査人との契約期間の上限を自治法上可能な年数未満とすることにより、(1)選考の透明性を向上し、区と外部監査人との馴れ合い防止、(2)常に区と外部監査人の緊張関係を保ち、厳正な監査を担保することなどを目的とする。

#### ①契約期間

平成 14 年 7 月 15 日から平成 15 年 3 月 31 日

#### ②契約の相手方

（住所）東京都青梅市勝沼 3 丁目 182 番地 8

（氏名）原島 正之 （資格）公認会計士

**詳細：行政管理課長**

### 5. 平成 14 年度東京都豊島区一般会計補正予算の主な事項

#### （1）本庁舎及び分庁舎等維持管理経費

昭和 36 年 7 月に竣工した本庁舎は今年で築 41 年、23 区中最も古い建物である。新庁舎建設のために積み立てた基金は、財政危機克服のために取り崩して運用したため、新庁舎の早期建設は困難な状況。しかし、現庁舎は手狭で、事務スペースのみならず、窓口繁忙期における来庁者の待合スペースも十分ではない。そのため、今回、来庁者の多い本庁舎 1 階 2 階の区民利用スペースの改修を行う。待合スペースを拡張し、快適な空間を整えるとともに、より分かりやすい案内表示や事務処理時間の短縮化にも努め、窓口における一層の区民サービス向上を図る。平成 14 年 9 月末を完成目途とする。

【補正予算額】 33,210 千円

**詳細：企画課長**

#### （2）鉄道駅エレベーター等設置事業費助成

高齢者や障害者のみならず、すべての人が円滑に社会参加できる環境を創出するため、豊島区では福祉のまちづくりを推進している。そのひとつとして、鉄道事業者が鉄道駅にエレベーター等を設置する際、「鉄道駅エレベーター等設置事業助成金交付要綱」に基づき、費用の一部を助成している。これまで区は、JR 2 駅・営団 2 駅・私鉄 1 駅の計 5 駅に対し、累計 3 億 4,400 万円の助成を行ってきた。

今回の事業は、JR 巣鴨駅に下りエスカレーターおよびエレベーター 1 基を整備するもの。巣鴨駅には既にホームから改札階まで上りエスカレーター 1 基を設置済みだが、近隣には「おばあちゃん原宿」として知られる巣鴨地蔵通り商店街があり、高齢者の乗降が多いことから、より一層の利便性を図るものである。

【補正予算額】 30,666 千円 （事業費の 1/3 を助成する）

**詳細：管理調整課長**

### 〈平成14年第2回東京都豊島区議会定例会提出予定案件〉

1. 東京都豊島区議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例
2. 東京都豊島区基本構想審議会条例
3. 東京都豊島区手数料条例の一部を改正する条例
4. 東京都豊島区防災業務従事者損害補償条例の一部を改正する条例
5. 東京都豊島区国民年金の保険料の特例納付資金貸付条例を廃止する条例
6. 東京都豊島区乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
7. 東京都豊島区立学校設置条例の一部を改正する条例
8. 東京都豊島区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
9. 包括外部監査契約の締結について
10. 東京都豊島区立南池袋小学校新築工事請負契約について
11. 東京都豊島区立南池袋小学校新築に伴う空気調和設備工事請負契約について
12. 特別区道路線の廃止について
13. 特別区道路線の認定について
14. 平成14年度東京都豊島区一般会計補正予算（第一号）
15. 平成14年度東京都豊島区国民健康保険事業会計補正予算（第一号）

**詳細：総務課長**